

大分県報

令和四年
号外（二〇）
三月三十一日

（木曜日）

目次

企業局管理規程

- 大分県企業局組織規程の一部改正……………一
大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程の一部改正……………一
大分県公営企業管理者が管理する公文書の公開等に関する規程等の一部改正……………二
大分県企業局会計年度任用職員の給与等に関する規程の一部改正……………二

企業局訓令

- 臨時的任用職員の管理に関する規程の一部改正……………三
大分県企業局事務決裁規程の一部改正……………三
大分県企業局会計年度任用職員の管理に関する規程の一部改正……………四

○企業局管理規程

大分県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月三十一日

大分県企業局長 浦 辺 裕 二

大分県企業局管理規程第五号

大分県企業局組織規程の一部を改正する規程

大分県企業局組織規程（昭和四十三年大分県企業局管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第三条の表の工務課の項中「発電所リニューアル推進第一班、発電所リニューアル推進第二班」を「リニューアル推進第一班、リニューアル推進第二班」に改める。

第四条の表の工務課の項第十号中「発電所」の下に「及び浄水施設」を加える。

第八条第一項第四号中「発電所リニューアル推進監」を「リニューアル推進監」に改め、同条第五項中「発電所リニューアル推進監」を「リニューアル推進監」に、「発電所リニュー

アル事業」を「発電所及び浄水施設のリニューアル事業」に、「事務及び」を「事務並びに」に改める。

附則

この規程は、令和四年四月一日から施行する。

大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月三十一日

大分県企業局長 浦 辺 裕 二

大分県企業局管理規程第六号

大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程（昭和四十三年大分県企業局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第二十二條の二第一項の表の欄及び第二項の表の欄中「発電所リニューアル推進監」を「リニューアル推進監」に改める。

第二十五條第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十」に、「百分の百七・五」を「百分の百」に改め、同条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十」に、「百分の七十二・五」を「百分の六十七・五」に、「百分の百七・五」を「百分の百」に、「百分の六十二・五」を「百分の五十七・五」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規程は、令和四年四月一日から施行する。

（令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和四年六月に支給する期末手当の額は、改正後の大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程（第一号口において「新給与規程」という。）第二十五條第二項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四項若しくは第五項又は第三十一条第一号から第三号まで、第五号若しくは第六号の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和三年十二月に支給された期末手当の額に、同月一日（同日前一箇月以内に退職した者にあつては、当該退職した日）における次の各号に掲げる職員（大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程の適用を受けるものに限る。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この

場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- 一 再任用職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合
- イ ロに掲げる職員以外の職員 百二十七・五分の十五
- ロ 新給与規程第二十五条第二項に規定する特定管理職員（次号において「特定管理職員」という。） 百七・五分の十五
- 二 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合
- イ 特定管理職員以外の職員 七十二・五分の十
- ロ 特定管理職員 六十二・五分の十

- 3 令和三年十二月に職員の給与に関する条例（昭和三十二年大分県条例第三十九号）、大分県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十八年大分県条例第二十三号）その他の企業局長が定める法令（条例又は任命権者が定める規則若しくは規程を含む。）の規定に基づき期末手当を支給された者に対する前項の規定の適用については、同項中「令和三年十二月に支給された期末手当の額に、同月一日（同日前一箇月以内に退職した者にあつては、当該退職した日）における次の各号に掲げる職員（大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程の適用を受けるものに限る。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た」とあるのは、「職員の給与に関する条例（昭和三十二年大分県条例第三十九号）又は大分県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十八年大分県条例第二十三号）の適用を受ける者その他の企業局長が定める者との権衡を考慮して企業局長が定める」とする。

- 4 前二項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、企業局長が別に定める。

大分県公営企業管理者が管理する公文書の公開等に関する規程等の一部を改正する規程等の一部を改正する規程

令和四年三月三十一日

大分県企業局長 浦 辺 裕 二

大分県企業局管理規程第七号

大分県公営企業管理者が管理する公文書の公開等に関する規程等の一部を改正する規程

- 第一条 大分県公営企業管理者が管理する公文書の公開等に関する規程（平成十三年大分県企業局管理規程第三号）の一部を次のように改正する。
- 第三号様式、第四号様式及び第九号様式中「（中略）」を「（中略）」に改める。

（大分県公営企業管理者が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部改正）

- 第二条 大分県公営企業管理者が保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十四年大分県企業局管理規程第二十二号）の一部を次のように改正する。
- 第四号様式、第五号様式、第九号様式、第十二号様式及び第十六号様式中「（中略）」を「（中略）」に改める。

附 則

この規程は、令和四年四月一日から施行する。

大分県企業局会計年度任用職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月三十一日

大分県企業局長 浦 辺 裕 二

大分県企業局管理規程第八号

大分県企業局会計年度任用職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程

- 第二条の見出し中「給料」の下に「及び期末手当」を加え、同条に次の二項を加える。
- 6 第一項の職員に対して支給する期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十を乗じて得た額に、その者の期末手当の算定基礎となる在職期間に応じ、一般職の常勤職員の例により定める割合を乗じて得た額とする。
- 7 前項の期末手当基礎額及び期末手当の算定基礎となる在職期間は、企業局長が定める。
- 第六条の見出し中「給料」の下に「及び期末手当」を加え、同条に次の二項を加える。
- 3 第一項の職員に対して支給する期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十を乗じて得た額に、その者の期末手当の算定基礎となる在職期間に応じ、一般職の常勤職員の例により定める割合を乗じて得た額とする。
- 4 前項の期末手当基礎額及び期末手当の算定基礎となる在職期間は、企業局長が定める。
- 第七条の見出しを「（額及び支給方法）」に改め、同条中「の支給」を「の額並びにその

支給方法」に改める。

附則

この規程は、令和四年四月一日から施行する。

○企業局訓令

大分県企業局訓令第2号

本局
事業所

臨時的任用職員の管理に関する規程（昭和四十三年大分県企業局訓令第3号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

大分県企業局長 浦 辺 裕 二

第三条第六項中「二部」を削り、同条第七項中「が署名した」を「から」に改め、「一部」を削る。

第十五条の二第一項中「、九の項及び十の項に掲げる場合にあつては」を「及び九の項から十一の項までに掲げる場合にあつては、」に改め、「、別表第二の十一の項に掲げる場合にあつては」を削り、「、同表」を「、別表第二」に改め、同条第二項中「にあつては」を「にあつては任用期間が六箇月以上と定められた臨時的任用職員又は大分県企業局」に改める。

附則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

大分県企業局訓令第3号

本局
事業所

大分県企業局事務決裁規程（平成二年大分県企業局訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

大分県企業局長 浦 辺 裕 二

別表第一の一の表の六の項を七の項とし、五の項の次に次のように加える。

六 審査請求の審査に関する事務
この項中行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）を「法」という。

一 法第九条第一項（法第六十六条第一項の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、審理員を指名すること。
二 法第十五条第六項（法第六十六条第一項の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、審査請求人の地位の承継を許可すること。

三 法第二十五条第二項及び第三項並びに第二十六条（法第六十六条第一項の規定により法第二十五条第三項及び第二十六条を準用する場合を含む。）の規定に基づき、審査請求に係る執行停止をし、又はそれを取り消すこと。
四 法第四十三条第一項の規定に基づき、大分県行政不服審査会に諮問すること。

五 法第四十五条第一項及び第四十九条第一項の規定に基づき、審査請求の却下裁決を行うこと。
六 法第四十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項、第四十七条並びに第四十九条第二項及び第三項の規定に基づき、審査請求の裁決を行うこと。

七 法第八十一条第三項において準用する法第七十五条第一項の規定に基づき、意見陳述の申立てをすること。
八 法第八十一条第三項において準用する法第七十六条の規定に基づき、大分県行政不服審査会に主張書面等を提出すること。

九 法第八十一条第三項において準用する法第七十八条第二項の

一 法第二十三条（法第六十六条第一項の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、審査請求書の補正を命ずること。
二 法第五十三条の規定に基づき、証拠書類等を返還すること。

規定に基づき、閲覧等に係る意見を述べること。

附則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

大分県企業局訓令第四号

本 局
事 業 所

大分県企業局会計年度任用職員の管理に関する規程（令和二年大分県企業局訓令第一号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

第三条第一項中「第十四条第一項第十二号」を「第十四条第一項第十三号」に改め、同条第七項中「二部」を削り、同条第八項中「が署名した」を「から」に改め、「一部」を削る。

第十五条第二項第二号中「次条」を「第十七条」に改める。
第十六条及び第十七条を次のように改める。

（期末手当基礎額）

第十六条 大分県企業局会計年度任用職員の給与等に関する規程（令和二年大分県企業局管理規程第二号。以下「給与規程」という。）第二条第七項の期末手当基礎額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 月額の給料を受ける会計年度任用職員 基準日（退職し、又は死亡した会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日。以下この条において同じ。）現在においてその者が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額

二 日額の給料を受ける会計年度任用職員（次号において総務課長が指定するものを除く。） 基準日が属する月においてその者が受けるべき一箇月分の給料及び地域手当の合計額

三 日額の給料を受ける会計年度任用職員で総務課長が指定するもの及び時間額の給料を受ける会計年度任用職員 基準日以前六箇月以内の期間（基準日における職と同一の職に係るものに限る。）においてその者が受けた給料及び地域手当（月の初日から末日までの間在職した月に係るものに限る。）の額の一箇月当たりの平均額

2 前項第三号の規定により算出した期末手当基礎額に一円未満の端数が生じた場合は、こ

れを切り捨てるものとする。

（期末手当の算定基礎となる在職期間）

第十七条 給与規程第二条第七項の期末手当の算定基礎となる在職期間は、基準日以前六箇月以内の期間において、会計年度任用職員として在職した期間（大分県企業局において引き続き在職したものに限る。）とする。

2 基準日以前六箇月以内の期間において、職員等が会計年度任用職員として任用された場合（基準日以前六箇月以内において会計年度任用職員として任用された場合を除く。）における当該職員等としての在職期間は、前項の会計年度任用職員として在職した期間に算入する。

第二十二条第二項中「掲げる場合にあつては、」を「掲げる場合にあつては六箇月以上の任期が定められている会計年度任用職員又は」に改め、「大分県企業局の職に引き続き在職している期間が一年以上であり、かつ、」及び「であつて大分県企業局の職に引き続き在職している期間が一年以上であるもの」を削る。

第二十四条第一項中「第二条第四号イ(3)」を「第二条第四号イ(2)」に改め、同条第三項中「第二十四条第二号ロ」を「第二十四条第二号」に改める。

附則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。